

全国雪対策連絡協議会の活動報告

1. 全国雪対策連絡協議会

全国雪対策連絡協議会は、203の雪センター市町村会員からなる組織で、各道県には13の雪対策協議会があります。日頃から、会員相互の情報交換・意見交換を行い、情報を共有し、連携・協力して雪対策に取り組んでいます。また各市町村から出された意見や要望は、事務局である雪センターが全体を集約して必要な調整を行い、会員の総意として協議会の要望書案を作成しております。

定期総会は毎年7月に開催し、来賓からの情報提供、必要事項の決定後、要望書が会員の総意として決議されます。総会終了後、総会参加者全員がこの要望書を携えて国土交通省等の関係機関に要望活動を行っています。また、秋にも要望活動を行っています。こうした活動の成果が予算措置や新たな施策・制度の創設となって現れています。

2. 令和2年度定期総会

令和元年度の第24回定期総会は、新型コロナウイルスの影響により、書面での総会となりました。

(1) 報告事項

令和元年度の事業報告と収支決算

13の各道県の協議会に対して、情報提供を行うとともに、支援金を配布して、その活動を支援致しました。また会員の意見・要望等を集約して要望書を作成し、全国雪対策協議会として、国の関係機関に夏の総会後と秋に要望活動を行いました。

(2) 決議事項

①平成2年度事業計画、収支予算

平成2年度事業計画については、別添資料の通り。

②顧問の変更

全国雪対策連絡協議会の活動を行うに当たって、関係者に顧問を御願いしておりますが、人事異動によって変わられた方がおられますので、以下の方々に顧問を御願いする事になります。

顧問一覧

国土交通省 技術調査課長	森戸 義貴
国土交通省総合政策局	
公共事業企画調整課事業総括調整官	木村 康博
国土交通省東北地方整備局企画部長	角湯 克典
国土交通省関東地方整備局企画部長	岩崎 福久
国土交通省北陸地方整備局企画部長	中野 穰治
国土交通省中部地方整備局企画部長	林 正道
国土交通省近畿地方整備局企画部長	池口 正晃
国土交通省北海道開発局	
建設部道路維持課長	遠藤 平
北海道 建設部長	小林 敏克
青森県 県土整備部長	下村 誠
新潟県 土木部長	金子 法泰
岐阜県 県土整備部長	船坂 徳彦
東日本高速道路株式会社	
管理事業本部 本部付部長	佐久間 仁

③要望書

要望書につきましては、各道県の雪対策協議会を通じて、昨秋の要望書（令和元年11月11日）を基に御意見を伺って要望書案を作成し、書面総会で決議を頂きましたが、別紙の通りです。

全国雪対策協議会役員一覧

会 長	青森県青森市長	小野寺晃彦
副会長	北海道倶知安町長	文字 一志
副会長	新潟県長岡市長	磯田 達伸
副会長	岐阜県高山市長	國島 芳明
理 事	北海道滝川市長	前田 康吉
理 事	岩手県盛岡市長	谷藤 裕明
理 事	秋田県秋田市長	穂積 志
理 事	福島県会津若松市長	室井 照平
理 事	富山県小矢部市長	桜井 森夫
理 事	石川県金沢市長	山野 之義
理 事	福井県大野市長	石山 志保
監 事	山形県新庄市長	山尾 順紀
監 事	長野県飯山市長	足立 正則

積雪寒冷特別地域における諸対策の推進に関する要望書

国土の約6割、人口の約2割を占める積雪寒冷地域は、永年にわたる雪対策の推進により、住民生活と社会・経済活動は格段に向上しましたが、昨今の自然条件、社会・経済状況等の著しい変化により、雪対策は以下のような深刻な課題に直面しております。

- ① 気候変動により、記録的な局所的・集中的降雪や、異常豪雪の多発と異常少雪の発生。
- ② 急速な少子・高齢化、過疎化による、住民の自助による雪への対応力の低下。
- ③ 住民の連帯・協働体制の弱体化、住民要望の多様化による行政依存・行政負担の増大。
- ④ 建設投資の減少、高齢化・人手不足による雪対策の担い手の経営環境の悪化・弱体化。
- ⑤ 増大していく行政負担に対し、厳しい財政状況にある地方自治体の対応の限界。

全国雪対策連絡協議会の203の市町村は、総力を結集して関係機関と連携・協力して、雪対策に取り組んでおりますが、国の御理解と御支援が不可欠であり、前回に引き続き以下の事項を要望致します。

災害への備えによる雪国の安全・安心の確保

近年激甚化する災害に備え、ダブルネットワークの構築や、冬期交通確保も含めた支援体制充実などの事前防災・減災対策を推進すること。

道路予算の確保と事業の計画的推進

「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」の実施に必要な道路予算を確保し、事業を強力に推進すること。

除雪・防雪・凍雪害防止の各事業推進に必要な令和3年度予算を確保すること。

豪雪地帯対策特別措置法による対策の推進

特別措置法の特例措置に基づき、市町村道の整備等を促進すること。

除排雪体制の整備、空き家の管理の確保等の施策に取り組むこと。

雪冷熱エネルギーなど再生可能エネルギーの活用促進の施策に取り組むこと。

雪に強い地域づくり、街づくり

道路、河川、下水道等が一体となった雪に強い地域づくり、街づくりの実現を図ること。

冬期間も安全で快適な活動を確保できるよう、コンパクトな街づくりに対する支援を推進すること。

雪国の暮らしを支える公共交通機関の、利便性向上の取り組みへの支援を推進すること。

連携・協力による除排雪事業の推進

国・県・市町村、住民、ボランティア等が協力できる、連絡・調整、応援体制の強化を図ること。

豪雪に対し、広域的に連携した支援の仕組みや体制確保等のための施策を推進すること。

市街地の雪堆積場の確保、河川敷の雪捨て場としての活用等、関係機関の協力・協議を推進すること。

国土交通省緊急災害対策派遣隊(テックフォース)による有効な支援活動を推進すること。

高齢化社会への対応

高齢者の除排雪作業の負担軽減のための除排雪体制の整備、技術開発を促進すること。

高齢者、身体障害者の冬期の交通安全を確保するバリアフリーを強力に推進すること。

豪雪への対応策

豪雪地域には、地方交付税算定時の雪寒補正を強化すること。

極寒時の道路破損等に伴う道路施設等の維持修繕に対して地方負担の更なる軽減を図ること。

臨時特例措置等により道路除雪に対して財政支援を確実に実施すること。

局地的な異常豪雪に対し、緊急に安全確保のための施策を推進すること。

除排雪の担い手の確保と育成

除排雪の担い手である地元建設業者等の確保と育成を図る施策を推進すること。

地元建設業者等の存続のため、発注における配慮や合併を促す施策を推進すること。

適正な利潤が確保できるよう、積算・契約・仕様等において、実態に配慮した施策を推進すること。
少雪時には待機費用が大きな負担となっており、待機補償費も補助の対象とする等支援の拡充を図ること。

雪崩等の災害対策の推進と必要予算の確保

雪崩対策施設や砂防堰堤の整備を強力に推進するとともに、雪崩危険箇所の周知を図ること。
災害復旧事業の雪崩対策施設への適用拡充を図ること。
雪崩、融雪による水害、土砂等による災害の早期復旧体制の確立と、被災地への支援を推進すること。

雪対策のための施設の整備と更新、維持管理

雪害対策施設、消流雪用水施設、雪対策ダム等雪対策施設の整備を強力に推進すること。
消雪パイプ等の融雪施設の電気料、点検費等の維持管理費に対する支援の充実を図ること。
老朽化した雪対策施設に対する更新事業の支援の充実を図ること。

克雪住宅の普及促進と空き家対策

雪国の特性に応じた克雪住宅の普及促進、支援(融雪・落雪屋根の新設・改築)を強力に推進すること。
雪により倒壊した空き家及び倒壊の恐れのある空き家の除去に対する支援を推進すること。

雪国の魅力を活かした地域の発展の推進

雪国の資源を活用した、観光、イベント、特産物等による地域の活性化の取組への支援を推進すること。
活性化の取組が冬期間にもできるよう、人や物の移動を確保する基盤整備の施策を推進すること。

技術開発の推進と情報システムの整備

雪対策における新技術、コスト縮減、環境改善、利雪、雪害等の調査研究、技術開発を推進すること。
雪に関する気象観測、予警報、情報通信システムの構築整備を促進すること。

令和2年8月28日

全国雪対策連絡協議会

会 長	青森県青森市長	小野寺晃彦
副 会 長	北海道倶知安町長	文字 一志
副 会 長	新潟県長岡市長	磯田 達伸
副 会 長	岐阜県高山市長	國島 芳明
理 事	北海道滝川市長	前田 康吉
理 事	岩手県盛岡市長	谷藤 裕明
理 事	秋田県秋田市長	穂積 志
理 事	福島県会津若松市長	室井 照平
理 事	富山県小矢部市長	桜井 森夫
理 事	石川県金沢市長	山野 之義
理 事	福井県大野市長	石山 志保
監 事	山形県新庄市長	山尾 順紀
監 事	長野県飯山市長	足立 正則

令和2年度事業計画

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）に予定している全国雪対策連絡協議会の主要な事業計画は、次のとおり。

1. 全国雪対策連絡協議会の活動

(1) 総合的な雪対策の推進を目的とした諸活動

全国雪対策連絡協議会の会員に、適宜必要な情報提供を行うとともに、日頃から会員相互の情報交換・意見交換の機会や場の設定に努め、各協議会を通じて会員の意見・要望を集約する。

また相互の密接な連絡調整を行い、会員の総力を結集した連携・協力体制を強化して総合的な雪対策の推進を目的とした活動を行っていく。

(2) 総会の開催

全会員の参加する年一回の定期総会は、会員の意見・要望表明を通じて、総合的な雪対策を推進するための重要な場であることを会員に認識してもらい、多くの参加を呼掛けているが、本年度においては新型コロナウイルスの問題から、書面による総会とせざるを得なくなった。このため、報告事項、決議事項についての資料を送付し、それに対して各代議員から回答を頂く事とした。

要望書案の作成については、例年と同じように、あらかじめ各協議会からの意見・要望を集約し、これを基に要望書案を作成し、総会の決議事項として書面によって決議する事になる。

(3) 令和3年度予算編成に係る雪対策促進要望活動

例年は、全国雪対策連絡協議会定期総会で決議された要望書をもとに、総会参加者により、関係省庁に対しての要望活動を行っているが、上記のような事情である事を御理解頂き、書面で決議された要望書を、事務局が関係省庁に提出する事とする。

秋にも、協議会会員の意見要望を取りまとめ、作成した要望書をもって要望活動を実施する事となっているが、その時の状況によって対応する事とする。

(4) 豪雪に対する緊急要望活動等の実施

降雪状況に応じて、記録的な豪雪等の緊急な事態が発生した場合には、適宜関係機関に対して緊急要望活動を行う。

2. 各道県の雪対策協議会の活動と支援

道県単位で組織されている雪対策協議会（計13）に対しては、適宜情報提供するとともに、協議会会員相互の情報・意見の交換を推進し、協力体制の強化を図る。

協議会の活動に対しては、支援金を配布してその活動を支援しているが、昨年度より、協議会活動がより活発に多角的に有効に行われるよう、以下の様に支援対象項目を拡大して3つとしており、一層の活用を図る。

A-1 組織の運営のための支援金

A-2 協議会の個別的活動に対する支援金

B 地方自治体が関係機関との連携・協力体制を強化するために行う活動に対する支援金

A-1については従来からあるものであるが、A-2は平成30年度から始めたものであり、各協議会の自主的な活動を積極的に支援していく。

Bは、令和元年度から始めたものであり、協議会の会員である市町村と道県政令市が、国等の関係機関との連携・協力を強化するために行う活動が積極的に行われるように努め支援していく。

3. 雪関係行事に対する後援

国土交通省及び都道府県を行う「雪崩防災週間」等雪に関する様々な行事が毎年行われておりそれらに対して全国及び各道県の協議会への後援依頼がなされており、その趣旨を理解した上で積極的に対応していく。